

## 平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		3,000	3,109	6,109
	1 一般会計 繰入金	3,000	3,109	6,109
2 繰越金		20,294 △	109	20,185
	1 繰越金	20,294 △	109	20,185
3 県債		6,000	6,000	12,000
	1 県債	6,000	6,000	12,000
歳入合計		96,607	9,000	105,607

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		96,607	9,000	105,607
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	96,607	9,000	105,607
歳 出 合 計		96,607	9,000	105,607

第 2 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 6,000	政府貸付金の借入れ	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条の定めるところによる。	千円 12,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 1 年度熊本県収入証紙特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 1 年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,100,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,786,000	108,000	2,894,000
	1 証紙収入	2,786,000	108,000	2,894,000
2 繰越金		214,000	△ 8,000	206,000
	1 繰越金	214,000	△ 8,000	206,000
歳 入 合 計		3,000,000	100,000	3,100,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000	100,000	3,100,000
	1 繰出金	3,000,000	100,000	3,100,000
歳 出 合 計		3,000,000	100,000	3,100,000

## 平成 2 1 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 154千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 236,125千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財 産 収 入		164,888	2,766	167,654
	1 財 産 運 用 収 入	554	△ 154	400
	2 財 産 売 払 収 入	164,334	2,920	167,254
2 繰 入 金		46,155	△ 2,920	43,235
	1 一 般 会 計 繰 入 金	38,976	△ 2,920	36,056
歳 入 合 計		236,279	△ 154	236,125

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		236,279	△ 154	236,125
	1 高等学校費	236,279	△ 154	236,125
歳 出 合 計		236,279	△ 154	236,125

平成 2 1 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 2 1 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 153,560千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,581,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	614,408	11,460	625,868
	1 使用料	614,408	11,460	625,868
2	繰入金	1,352,655	△ 18,020	1,334,635
	1 一般会計 繰入金	1,352,655	△ 18,020	1,334,635
3	県 債	1,647,000	△ 147,000	1,500,000
	1 県 債	1,647,000	△ 147,000	1,500,000
歳 入 合 計		3,735,063	△ 153,560	3,581,503

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	土木費	696,442	△ 135,540	560,902
	1 港湾費	696,442	△ 135,540	560,902
2	公債費	3,038,621	△ 18,020	3,020,601
	1 公債費	3,038,621	△ 18,020	3,020,601
歳 出 合 計		3,735,063	△ 153,560	3,581,503

## 第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成22年度	千円 21,693
2 水俣港緑地管理運営業務	平成22年度 ～平成23年度	33,000
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度	16,500 16,500

第 3 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 整 備 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	1,647,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。  発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	1,500,000	(補 正 前 に 同 じ)		



## 平成 2 1 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 317,902千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		43,770	△ 118	43,652
	1 基金繰入金	43,770	△ 118	43,652
2 繰 越 金		153,451	18,418	171,869
	1 繰 越 金	153,451	18,418	171,869
歳 入 合 計		299,602	18,300	317,902

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		170,094	△ 1,700	168,394
	1 港 湾 費	170,094	△ 1,700	168,394
2 諸 支 出 金			20,000	20,000
	1 繰 出 金		20,000	20,000
歳 出 合 計		299,602	18,300	317,902

平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第2号）

平成21年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,556千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420,043千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	129,216	△ 14,261	114,955
	1 一般会計 繰入金	129,216	△ 14,261	114,955
2	繰越金	208,107	1,488	209,595
	1 繰越金	208,107	1,488	209,595
3	諸収入	208,986	△ 3,783	205,203
	1 貸付金 元利収入	208,986	△ 3,783	205,203
歳入合計		1,436,599	△ 16,556	1,420,043

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	教育費	1,436,599	△ 16,556	1,420,043
	1 育英資金	1,436,599	△ 16,556	1,420,043
歳出合計		1,436,599	△ 16,556	1,420,043

## 平成21年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,283千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,916	2,871	7,787
	1 一般会計 繰入金	4,916	2,871	7,787
2 繰越金		86,131	△ 2,871	83,260
	1 繰越金	86,131	△ 2,871	83,260
3 諸収入		226,455	△ 219	226,236
	1 貸付金 元利収入	226,455	△ 219	226,236
歳入合計		317,502	△ 219	317,283

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 費 林 業 費		314,916		314,916
	1 林 業 改 善 資 金	314,916		314,916
2 公 債 費		1,996	△ 560	1,436
	1 公 債 費	1,996	△ 560	1,436
3 諸 支 出 金		590	341	931
	1 繰 出 金	590	341	931
歳 出 合 計		317,502	△ 219	317,283

## 平成 2 1 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 1 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,835千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		2,571	△ 608	1,963
	1 一般会計 繰入金	2,571	△ 608	1,963
2 繰越金		30,466	608	31,074
	1 繰越金	30,466	608	31,074
歳入合計		156,835		156,835

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業 林業費		156,835		156,835
	1 沿岸漁業 改善資金	156,835		156,835
歳出合計		156,835		156,835

## 平成21年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ444,018千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		1,321,383	△ 977,733	343,650
	1 繰越金	1,321,383	△ 977,733	343,650
2 諸収入		200,368	△ 100,000	100,368
	1 貸付金 元利収入	200,368	△ 100,000	100,368
歳 入 合 計		1,521,751	△ 1,077,733	444,018

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		200,368	△ 100,000	100,368
	1 市町村振興 資 金	200,368	△ 100,000	100,368
2 諸 支 出 金		1,321,383	△ 977,733	343,650
	1 繰 出 金	1,321,383	△ 977,733	343,650
歳 出 合 計		1,521,751	△ 1,077,733	444,018

## 平成 2 1 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 218,629 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,684,506 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

## （地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,788,093	△ 82,795	1,705,298
	1 負担金	1,788,093	△ 82,795	1,705,298
2	国庫支出金	1,075,100	△ 57,000	1,018,100
	1 国庫補助金	1,075,100	△ 57,000	1,018,100
3	繰入金	395,765	△ 3,763	392,002
	1 一般会計繰入金	395,765	△ 3,763	392,002
4	繰越金	120,177	△ 59,435	60,742
	1 繰越金	120,177	△ 59,435	60,742
5	諸収入		7,364	7,364
	1 雑入		7,364	7,364
6	県債	524,000	△ 23,000	501,000
	1 県債	524,000	△ 23,000	501,000
	歳入合計	3,903,135	△ 218,629	3,684,506

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		3,204,670	△ 217,264	2,987,406
	1 流 域 下 水 道 費	3,204,670	△ 217,264	2,987,406
2 公 債 費		698,465	△ 5,047	693,418
	1 公 債 費	698,465	△ 5,047	693,418
3 諸 支 出 金			3,682	3,682
	1 繰 出 金		3,682	3,682
歳 出 合 計		3,903,135	△ 218,629	3,684,506

第 2 表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成22年度	3,960
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成22年度	4,175
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成22年度	4,089

第 3 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 244,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年10% 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	千円 233,000	(補 正 前 に 同 じ)		
八代北部 流域下水道 事業費	150,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			138,000			
計	394,000				371,000			

平成 2 1 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 2 号）  
 平成 2 1 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 2 号）  
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,972,511千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224,467千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		2,012,133	△ 1,972,511	39,622
	1 財産売払収入	2,002,974	△ 1,972,511	30,463
歳 入 合 計		2,196,978	△ 1,972,511	224,467
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		36,076	△ 5,399	30,677
	1 公債費	36,076	△ 5,399	30,677
2 諸支出金		1,976,631	△ 1,967,112	9,519
	1 繰出金	1,976,631	△ 1,967,112	9,519
歳 出 合 計		2,196,978	△ 1,972,511	224,467

平成 2 1 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 1 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 108,067千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,626,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		870,622	132,955	1,003,577
	1 分担金及び負担金	870,622	132,955	1,003,577
2 チッソ貸付費		2,153,375	254,350	2,407,725
	1 諸収入	2,153,375	254,350	2,407,725
3 支援措置費		6,726,246	△ 495,372	6,230,874
	1 国庫支出金	4,754,713	△ 387,305	4,367,408
	2 繰入金	783,533	△ 10,067	773,466
	3 県債	1,188,000	△ 98,000	1,090,000
歳 入 合 計		12,734,488	△ 108,067	12,626,421

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		千円 2,133,688	千円	千円 2,133,688
	1 公債費	2,133,688		2,133,688
2 子貸付ソ		5,645,022		5,645,022
	1 公債費	5,645,022		5,645,022
3 支援措置費		1,971,533	△ 108,067	1,863,466
	1 環境費	1,188,000	△ 98,000	1,090,000
	2 公債費	783,533	△ 10,067	773,466
歳 出 合 計		12,734,488	△ 108,067	12,626,421

第 2 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円  1,188,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円  1,090,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 1 年度熊本県公債管理特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 1 年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 324,898千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,748,631千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		31,862	9,846	41,708
	1 財産運用収入	31,862	9,846	41,708
2 繰入金		21,191,696	△ 334,744	20,856,952
	1 一般会計繰入金	21,191,696	△ 334,744	20,856,952
歳入合計		69,073,529	△ 324,898	68,748,631

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		69,073,529	△ 324,898	68,748,631
	1 公債費	69,073,529	△ 324,898	68,748,631
歳出合計		69,073,529	△ 324,898	68,748,631



平成 2 1 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 1 年度熊本県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第 1 款 事業費	2,312,997千円	3,059千円	2,316,056千円
第 1 項 営業費用	2,193,093千円	3,059千円	2,196,152千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	610,861千円	3,059千円	613,920千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成 2 2 年度	千円 20,621
企業局所有施設等管理業務	平成 2 2 年度	22,221
情報処理関連業務	平成 2 2 年度	587
事務機器等賃借	平成 2 2 年度 ～平成 2 6 年度	1,305

## 平成 2 1 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 1 年度熊本県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第 1 款 事業費	1,108,021千円	△3,619千円	1,104,402千円
第 1 項 営業費用	919,709千円	△3,619千円	916,090千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	74,795千円	△3,619千円	71,176千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	平成 2 2 年度	千円 9,478
事務機器等賃借	平成 2 2 年度	25

平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第 1 款 事業費	90,319千円	△1,946千円	88,373千円
第 1 項 営業費用	83,319千円	△1,946千円	81,373千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	8,107千円	△1,946千円	6,161千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成 2 2 年度	千円 553
企業局所有施設等管理業務	平成 2 2 年度	5,043
事務機器等賃借	平成 2 2 年度	89

平成 2 1 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 3 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 1 年度熊本県病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	1,590,370千円	△100,142千円	1,490,228千円
第 1 項 医 業 収 益	839,812千円	△100,409千円	739,403千円
第 2 項 医 業 外 収 益	750,558千円	△244千円	750,314千円
第 3 項 特 別 利 益		511千円	511千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	1,581,629千円	△98,970千円	1,482,659千円
第 1 項 医 業 費 用	1,469,181千円	△99,287千円	1,369,894千円
第 4 項 特 別 損 失		317千円	317千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書中「190,330千円」を「190,961千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第 1 款 資本的収入	858千円	△228千円	630千円
第 1 項 一般会計負担金	858千円	△228千円	630千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	192,046千円	△455千円	191,591千円
第 1 項 建 設 改 良 費	23,547千円	△455千円	23,092千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 2 年度	千円 14,023
事務機器等賃借	平成 2 2 年度	201

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	859,971千円	△59,825千円	800,146千円

熊本県告示第 2 7 7 号

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労継続支援B型事業所 ひまわり芦北 葦北郡芦北町大字湯浦233番地6	特定非営利活動法人ひまわり芦北 葦北郡芦北町大字湯浦233番地6 平野 ゆかり	平成22年 4月1日	4311910048	就労継続支援B型

**公 告**

**熊本県公告第129号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字北下原1462番、1463番1及び1463番4  
3,004.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字原水1462番地  
社会福祉法人愛

**熊本県公告第130号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字南原5394番12  
251.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市龍田六丁目5番28号  
伊沢 孝洋

**熊本県公告第131号**

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。  
なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宅地建物取引業者  
名 称 エステートプランニング株式会社  
代表者氏名 代表取締役 中島 修二  
主たる事務所の所在地 熊本市小島上町19-1  
免許証番号 熊本県知事（1）第4544号  
免許年月日 平成19年2月27日

**熊本県公告第132号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市北宮2番地3
- 2 築造者の氏名 岡山正治

- 3 道路の位置 菊池市西寺字若宮原1638番1及び同1638番11
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 48.90メートル
- 6 指定年月日 平成22年3月4日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第153号

**熊本県公告第133号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第747号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 : 53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町大字木葉1101番地	平成28年3月28日

**熊本県公告第134号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	蘇陽西部（山都町）	平成12年11月21日	平成22年2月22日	熊本県

**熊本県公告第135号**

第2回くまもとの夢4カ年戦略推進委員会を次のとおり開催する。  
平成22年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
平成22年3月24日（水）  
午後4時30分から午後6時00分まで
- 2 場所  
熊本市水前寺1丁目33番18号  
水前寺共済会館グレースシア 2階 「鳳凰」
- 3 内容  
(1) 平成22年度の主な取組について  
(2) その他
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。  
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総合政策局企画調整課企画推進班  
(電話 096-333-2020)

**登載依頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月16日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表球磨村の項中

Table with 2 columns: 村長部局, 課長

を

Table with 2 columns: 村長部局（会計課を含む。）、課長 会計管理者

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月16日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第13条第1号中「100分の195」を「100分の180」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年3月16日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政党

Table with 4 columns: 政治団体の名称, 代表者, 会計責任者, 住所. Row: 自由民主党熊本県熊本市第三十九支部

その他の政治団体

Table with 4 columns: 政治団体の名称, 代表者, 会計責任者, 住所. Multiple rows listing various political groups and their details.

熊本県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
自由民主党熊本県遺族会支部	会計責任者	横手 義治	小川 綾子
自由民主党熊本県熊本市第三支部	主たる事務所の所在地	熊本市八島町 7 2 8 - 3 2	熊本市田崎町 3 8 0
自由民主党錦町支部	会計責任者	宮崎 伸幸	岡本 一博
自由民主党益城町支部	代表者	岩村 久雄	住永 幸三郎

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
上田敦吉後援会	代表者	本山 一男	大石 駿四郎
	会計責任者	井上 康幸	北川 雅也
九州電力労働組合政治活動委員会熊本支部	代表者	田中賢一	上米良 清
熊本県ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本市幸田 2 丁目 9 番 2 6 号	熊本市津浦町 3 1 番地 1 号 N T T 津浦ビル内
	代表者	松崎 克彦	林田 勇治
熊本県果種商政治連盟	会計責任者	長元 由美子	片山 久子
グランドデザイン熊本の会	主たる事務所の所在地	熊本市南熊本 4 丁目 7 番 9 号	熊本市保田窪 1 丁目 1 0 番 3 8 号
	代表者	酒本 淳一	西山 昂二
こうの一郎後援会	主たる事務所の所在地	宇城市松橋町両仲間 9 3 - 1	宇城市松橋町浦川内 2 5 1 - 1 上野ハイツ 2 0 3
幸福実現党熊本本部	主たる事務所の所在地	熊本市長嶺南 1 丁目 2 - 1 0 綾野義博方	熊本市上水前寺 1 - 1 - 1 3
	代表者	久徳 陽一	守田 隆志
幸福実現党熊本北後援会	政治団体の名称	幸福実現党熊本北後援会	まごおり賢一後援会
	会計責任者	松本 祐子	式守 千鶴
幸福実現党熊本後援会	政治団体の名称	幸福実現党熊本後援会	守田たかし後援会
	主たる事務所の所在地	熊本市長嶺南 1 丁目 2 - 1 0	熊本市上水前寺 1 丁目 1 番 1 3 号
幸福実現党熊本南後援会	政治団体の名称	幸福実現党熊本南後援会	南政宏後援会
	主たる事務所の所在地	八代市鐘町鐘 3 7 1	八代市迎町 4 5 7
	代表者	宮崎 芳子	福岡 一郎
こがた慎一郎後援会	会計責任者	小形 美千代	松永 賢市
子どもと家庭を考える会	会計責任者	上村 あけみ	緒方 尚枝
秀友会	主たる事務所の所在地	熊本市水前寺 6 丁目 4 1 - 5 - 1 0 2	熊本市神水 1 - 1 5 - 4 5
税理士による松野頼久後援会	主たる事務所の所在地	熊本市新土河原 2 - 3 - 5 古城ビル 2 0 2 藤田傳次税理士事務所内	熊本市新土河原 2 - 3 - 5 古城ビル 2 0 2
	会計責任者	藤田 傳次	浜田 朗
	代表者	菊池 正弘	村上 征吾
全国商工政治連盟城南支部	会計責任者	松田 光男	菊池 正弘
隊友稲穂会	会計責任者	木村 睦夫	吉弘 嘉幸
中村博生後援会	会計責任者	石住 敏夫	椎葉 厚夫
藤井修一後援会	主たる事務所の所在地	鹿本郡植木町一木 6 7 0 番地 1 2	鹿本郡植木町大字味取 5 4 番地 1

熊本県選挙管理委員会告示第 10 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 16 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政党

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
自由民主党熊本県石油販売業支部	熊本市流通団地 1 - 1 5 - 2 ハウディ第二別館 2 階	平成 22 年 2 月 12 日
自由民主党熊本内航海運支部	上天草市松島町合津無番地	平成 21 年 12 月 31 日

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
池田章子後援会	荒尾市川登 1 8 1 7 - 9 4	平成 19 年 4 月 20 日
石田たかひろ後援会	鹿本郡植木町大字舞尾 5 0 4 - 1 0	平成 21 年 8 月 11 日
岩本広海後援会	宇土市網津町 1 4 4 0 - 1	平成 19 年 12 月 30 日
鐘町友志会	八代市下有佐 2 8 4	平成 22 年 1 月 31 日
片山あつし後援会	八代市川田町西 7 2 2 - 3	平成 21 年 9 月 30 日
金子悟郎後援会	上天草市亀場町亀川 1 2 3 8	平成 21 年 12 月 31 日
北里敏明後援会	熊本市本山町 1 1 9 番地	平成 21 年 12 月 31 日



小林佳之後援会	下益城郡城南町下宮地 7 3 3	平成 21 年 12 月 31 日
島津勇典後援会	玉名市横島町外平 2 1 9 1	平成 21 年 12 月 31 日
千丁町友志会	八代市千丁町新牟田 1 1 3	平成 22 年 1 月 31 日
田内新一後援会	鹿本郡植木町鞍掛 6 8 0	平成 21 年 12 月 25 日
田中さとし後援会	人吉市下戸越町 1 0 7 8	平成 21 年 12 月 29 日
地域振興・防災研究会	熊本市本山町 1 1 9 番地	平成 21 年 12 月 31 日
日本二魅力あふれる熊本づくりを実現する会	熊本市本山町 1 1 9 番地	平成 21 年 12 月 31 日
野田ゆみ後援会	荒尾市住吉町 1 1 - 1 2	平成 21 年 3 月 31 日
藤崎正博後援会	天草市倉岳町宮田 4 6 1	平成 21 年 12 月 20 日
本田憲一後援会	菊池市七城町高島 8 5 5 - 2	平成 21 年 12 月 31 日
町の未来を語る会	下益城郡城南町六田 7 3 7 - 2	平成 21 年 12 月 31 日
松岡信孝後援会	鹿本郡植木町大字亀甲 5 3 4 - 1	平成 21 年 11 月 29 日
三池けんじ後援会	菊池市泗水町永 2 6 6 9 - 2 6	平成 21 年 12 月 31 日
宮島安後援会	葦北郡芦北町大字湯浦 6 3 - 1	平成 21 年 12 月 31 日
森たかひろ後援会	菊池市泗水町永 4 0 1 9 番地	平成 22 年 1 月 20 日
礼友会（山田礼二後援会）	荒尾市上井手 4 4 9 番地	平成 22 年 2 月 1 日

熊本県選挙管理委員会告示第 1 1 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
太田 吉浩	県議	太田吉浩後援会	阿蘇郡南阿蘇村中松 1 2 4 4 - 3 後藤鉄雄方	太田 吉浩
本田 浩一	参議	本田浩一後援会	熊本市神水 1 丁目 6 番 1 号 フォルテ神水 1 0 2	本田 浩一
元松 茂樹	市長	元松茂樹後援会	宇土市南段原町 1 8 8 - 2 2	元松 茂樹
吉松 美代	県議	よしまつ美代後援会	球磨郡相良村川辺 3 4 0 9	吉松 美代

熊本県選挙管理委員会告示第 1 2 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出事項の異動届を提出した者	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容	
				新	旧
上村 雄二郎	市議	子どもと家庭を考える会	会計責任者	上村 あけみ	緒方 尚枝
小形 慎一郎	市議	こがた慎一郎後援会	会計責任者	小形 美千代	松永 賢市
山本 秀久	県議	秀友会	主たる事務所の所在地	熊本市水前寺 6 丁目 4 1 - 5 - 1 0 2	熊本市神水 1 - 1 5 - 4 5

熊本県選挙管理委員会告示第 1 3 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
池田 章子	市議	池田章子後援会	荒尾市川登 1 8 1 7 - 9 4	池田 章子

熊本県個人情報保護制度審議会公告第 3 号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 富 永 清 美

- 1 日時  
平成22年3月25日（木）  
午前9時30分～正午
- 2 会場  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階AV会議室
- 3 審議内容  
(1) 市町村地域担い手育成総合支援協議会が情報管理しているシステム（農地情報  
 図）からの個人情報の収集について（熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8  
 号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）  
(2) ホームページによる個人情報の提供に関する判断基準の見直しについて
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会  
 議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）  
（電話096-333-2068）

**熊本県都市計画審議会公告第2号**

第135回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。  
平成22年3月16日

熊本県都市計画審議会  
会長 両 角 光 男

- 1 開催日時  
平成22年3月26日（金）  
午前10時00分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 案件  
【審議】  
熊本都市計画道路の変更の件（大臣同意なし）【池田町花園線（熊本市）】
- 4 傍聴者の定員  
20名
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて  
 整理券を配布します。  
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合して  
 ください。  
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を  
 決定します。  
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い  
 会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。  
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対  
 の意向等を意志表明することはできません。  
(2) はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為  
 はできません。  
(3) 会場内での飲食はできません。  
(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。  
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。  
(6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。  
※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合  
 があります。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）  
電話番号：096-333-2520

**熊本県障害者施策推進協議会公告第2号**

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年3月16日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時  
平成22年3月19日（金）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題（予定）  
（1）熊本県障がい者計画について  
（2）障がい者への差別をなくす条例について  
（3）その他
- 4 傍聴者の定員について  
20人
- 5 傍聴手続について  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において係員の指示に従って入室するものとする。  
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室計画・施設班）  
（電話 096-333-2236）

**熊本県障害者施策推進協議会公告第3号**

第4期熊本県障がい者計画検討委員会を次のとおり開催する。  
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年3月16日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時  
平成22年3月24日（水）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）  
（1）熊本県障がい者計画について  
（2）その他
- 4 傍聴者の定員について  
10人
- 5 傍聴手続について  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において係員の指示に従って入室するものとする。  
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室計画・施設班）  
（電話 096-333-2236）

**熊本県障害者施策推進協議会公告第4号**

障がい者への差別をなくす条例検討委員会を次のとおり開催する。  
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年3月16日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時  
平成22年3月24日（水）  
午後3時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 本館5階 審議会室

- 3 議題（予定）
  - (1) 障がい者への差別をなくす条例について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員について  
10人
- 5 傍聴手続について
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において係員の指示に従って入室するものとする。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室計画・施設班）  
（電話 096-333-2236）

**熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号**

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年3月16日

鹿本地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成22年3月19日（金） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
山鹿市山鹿1026-3  
熊本県鹿本地域振興局 3階大会議室
- 3 議題
  - (1) 第5次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について
  - (2) その他報告事項等
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
山鹿市山鹿465-2  
鹿本地域保健医療推進協議会事務局（山鹿保健所総務企画課）  
（電話0968-44-4121）

**芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成21年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年3月16日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時  
平成22年3月26日（金） 午後2時から午後2時40分まで
- 2 開催場所  
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号  
水俣保健所 2階会議室
- 3 議題
  - (1) 平成21年度管内の救急活動状況について
  - (2) 新型インフルエンザについて
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号  
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（熊本県水俣保健所総務企画課）  
（電話0966-63-4104）

**鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成21年度鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年3月16日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年3月19日（金）午後1時10分から午後1時50分まで
- 2 開催場所  
山鹿市山鹿1026-3  
熊本県鹿本地域振興局 3階会議室
- 3 議題  
（1）救急医療に関する事項  
（2）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ  
山鹿市山鹿465-2  
鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（山鹿保健所総務企画課内）  
（電話0968-44-4121）